

重要事項説明書（短期入所療養介護）

介護老人保健施設 葵の園・小田原

1.施設の特徴

（１）短期入所療養介護の目的と運営方針

短期入所療養介護は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話など介護保険施設サービスを提供することで、入居者の能力に応じた日常生活を営むことが出来るようにし、１日でも長く家庭での生活を送ることが出来るように支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解をいただいた上でご利用下さい。

（２）介護老人保健施設 葵の園・小田原の運営方針

入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った介護保健施設サービスの提供に努め、明るく家庭的な雰囲気の中、家庭や地域との結びつきを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2.施設の名称等

（１）施設の名称等

①施設名	介護老人保健施設 葵の園・小田原
②開設年月日	2012年12月1日
③所在地	神奈川県小田原市曾比字前河原 1350
④連絡先	電話:0465-39-0115 Fax:0465-39-0116
⑤管理者名	施設長 高梨 吉則
⑥介護保険指定番号	介護老人保健施設（第 1472303765 号）
⑦併設サービス	入所・通所リハビリテーション（介護老人保健施設） 居宅介護支援事業所（あおいホームケアサービス） 短期入所生活介護（葵の園・小田原）

(2) 施設の職員体制 ※介護老人保健施設サービスを兼務します。

	職 種	員数	実人数		業 務 内 容
		(常勤換算)	(常勤)	(非常勤)	
1	施設長(医師)	1.0	1名		管理者(兼)医師 介護老人保健施設兼務
2	医師	2.0	2名		医学的管理
3	薬剤師	2.0	2名		調剤及び薬剤管理
4	看護職員	20.0	19名	1名	看護業務
5	介護職員	60.8	56名	9名	介護業務
6	支援相談員	6.0	6名		相談援助業務
7	介護支援専門員	6.0	6名		ケアマネジメント業務
8	理学療法士 言語聴覚士 作業療法士	5.8	8名		理学療法 言語療法 作業療法による訓練業務
9	管理栄養士	1.0	1名		栄養管理業務
10	歯科衛生士	0.6		1名	口腔ケア業務
11	事務員	7.7	7名	1名	総務・保険請求業務

3.入所定員

- ①定員 180名（うち認知症専門棟 40名）
 ※介護老人保健施設サービス・介護予防短期入所療養介護を含む。
- ②療養室 個室 12室 4人室 42室

4.サービス内容

- ①短期入所療養介護計画の立案（3泊4日以上ご利用の場合のみ）
- ②食事
 （朝食 7:30～8:15 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～18:45）
- ③入浴（3泊4日で1日）
- ④医学的管理・看護
- ⑤介護
- ⑥機能訓練
- ⑦送迎サービス
- ⑧相談援助サービス
- ⑨その他

5.利用料金

(1) 基本料金

①施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護によって利用料が異なります。以下は、1日あたりの自己負担分です。) 詳細は別紙 1-1 利用料金一覧表をご参照下さい。

介護度	多床室	従来型個室
要介護 1	830 単位	753 単位
要介護 2	880 単位	801 単位
要介護 3	944 単位	864 単位
要介護 4	997 単位	918 単位
要介護 5	1,052 単位	971 単位

※送迎加算・・・184 単位

送迎を希望される場合に算定します。

※夜勤職員配置加算・・・24 単位

夜勤時間帯に直接介護する職員を入所 20 人あたり 1 人の割合で配置した場合に算定します。

※サービス提供体制強化加算Ⅰ・・・22 単位

介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が 80/100 以上の場合に算定します。

※認知症ケア加算・・・76 単位

認知専門棟において、所定要件を満たした場合に算定します。

※認知症行動・心理症状緊急対応加算・・・200 単位

認知症の行動等により在宅生活が困難なため緊急に利用が必要と判断された場合の利用時に 7 日を限度とし算定します。

※緊急短期入所受入加算・・・90 単位

居宅サービス計画外に緊急に利用した場合に原則 7 日(最大 14 日以内)を限度に算定します。

※療養食加算・・・8 単位 (1 食につき) 1 日に 3 回が限度

管理栄養士によって管理され、かつ厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に算定します。

※個別リハビリテーション実施加算・・・240 単位

短期入所中に 1 回 20 分以上の個別のリハビリテーションを行った場合に算定します。

※緊急時治療管理加算・・・511 単位

入所中に容態が急変し、緊急の処置を行った際に算定します。

※若年性認知症利用者受入加算・・・120 単位

若年性認知症利用者に対して担当者を決め特性や課題に応じたサービスを提供した場合に算定します。

※総合医学管理加算・・・275 単位

居宅サービス計画に行う事になっておらず、治療管理を目的に利用した場合に算定します。

※在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ・・・51 単位

介護保険サービスの基本型で一定以上の条件を満たした場合に算定します。

※特定治療

やむを得ない事情により行われる処置、手術、麻酔又は放射線治療を行った場合に料金が発生します。

※介護職員等処遇改善加算Ⅰロ

算定した単位数の 97/1000 に相当する単位数を算定します。

②食事費 1日あたり 1,960 円（食材料費、調理費等を含みます）

負担内訳表（非課税）1日あたり

第1段階	○生活保護受給者 ○市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	300 円／日
第2段階	○市町村民税非課税世帯であって、公的年金等収入額とその他の合計所得金額が 80 万円以下	600 円／日
第3段階①	○市町村民税非課税世帯であって、公的年金等収入額とその他の合計所得金額が 120 万円以下	1,030 円／日
第3段階②	○市町村民税非課税世帯であって、公的年金等収入額とその他の合計所得金額が 120 万円超え	1,360 円／日
第4段階	○上記以外の方	1,960 円／日

③居住費 1日あたり 多床室 480 円 従来型個室 1,700 円

負担内訳表（非課税）1日あたり

		多床室	従来型個室
第1段階	○生活保護受給者 ○市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	0 円／日	550 円／日
第2段階	○市町村民税非課税世帯であって、公的年金等収入額とその他の合計所得金額が 80 万円以下	430 円／日	550 円／日
第3段階①	○市町村民税非課税世帯であって、公的年金等収入額とその他の合計所得金額が 120 万円以下	430 円／日	1,370 円／日
第3段階②	○市町村民税非課税世帯であって、公的年金等収入額とその他の合計所得金額が 120 万円超え	430 円／日	1,470 円／日
第4段階	○上記以外の方	480 円／日	1,700 円／日

（2）その他料金

- ①健康管理料 実費（インフルエンザ予防接種等にかかる費用）
- ②その他 食事代・居住費等は別紙 1・2 をご参照下さい。

(3) 支払方法

- ①お支払い方法は、口座振替、現金、お振り込みの方法があります。ご契約時にお選び下さい。
- ②毎月 12 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の 27 日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ③利用者（支払者）が正当な理由もなく、利用料を 1 ヶ月以上滞納された場合は、契約を解除する場合がございますのでご承知下さい。

6. サービスの利用

(1) サービスの終了

- ①利用者のご都合でサービスを終了する場合
支援相談員もしくは担当のケアマネージャーにご相談下さい。
- ②当事業者の都合でサービスを終了する場合
人員不足等の止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書にて通知いたします。

(2) その他

- ①当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、ご利用者様やご家族様等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または、当事業者が破産した場合は、利用者は文書にて解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ②利用者やそのご家族様等が当事業者のサービス従業者又は他の利用者に対し暴言、暴力、いやがらせ等、サービス提供に著しく支障をきたす行為を行った場合は、当事業者は文書にて通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

7. 施設利用にあたっての留意事項

- ①当施設は病院ではありませんので、治療を目的に利用する施設ではありません。
- ②当施設では身体拘束を実施しておりません。そのため、転倒・転落のリスクがある事をご了承下さい。
- ③ご面会は、午前 10:00～午後 6:00 までとさせていただきます。面会簿へのご記入をお願いします。
- ④飲酒・喫煙は、ご遠慮下さい。
- ⑤火気の使用は、施設内禁止です。
- ⑥設備・備品の利用は、ご希望に添いかねる物もございますので、職員にお申し出下さい。また、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただくことがあります。
- ⑦所持品、備品などの持ち込みは、事前にご相談下さい。衣類等名前を記入できる物には全とお名前を記入して下さい。
- ⑧金銭、貴重品の管理は、施設ではできかねます。持込みされた方の、金銭、貴重品等の紛失については当施設では責任を負いかねます。
- ⑨飲食物の持ち込みは、食事制限をされている方もおりますのでなるべく控えていただくか、持ち込まれた場合は職員にお知らせ下さるようお願いいたします。また、同室者へのおすそわけはご遠慮下さい。

8.事故発生時の対応方法

サービス提供中に転倒・転落等の事故が発生してしまった場合、ご家族へご連絡致します。
施設医が診察し必要であれば専門的医療機関を受診いたします。

9.緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に変化等があった場合は、状況に応じ、救急隊、親族、主治医、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

10.秘密の保持

業務上知り得た利用者及びご家族等の個人情報は、正当な理由なく第三者に漏らしません。
ただし、介護保険サービス利用のため市町村への情報提供や、受診等に必要な情報は医療機関へ提供いたしますので予めご承知下さい。

11.法定研修(感染・事故防止・身体拘束・虐待)

職員の研修計画を策定し、日常の介護をより安全で質の高いものにするとともに、ご利用者の権利の擁護、尊厳の保持をしより良いサービス提供ができるよう研修を実施しています。

12.協力医療機関

【協力医療機関】

○神奈川県立足柄上病院

所在地:足柄上郡松田町松田惣領 866-1 電話番号:0465-83-0351

○大内病院

所在地:南足柄市中沼 594-1 電話番号:0465-74-1515

【協力歯科医療機関】

○曽根歯科医院

所在地:小田原市本町 2-13-28 電話番号:0465-22-3251

○鴨宮北口歯科

所在地:小田原市鴨宮 664-1 電話番号:0465-43-9948

13.非常災害対策

①防災時の対応：事業所防災規定による。

②防災設備：前①項の規定に沿った設備を設置。

(スプリンクラー、消火器、消火栓、消防署への非常通報設備完備)

③防災訓練：年 2 回実施。(内 1 回は夜間の火災を想定した訓練を実施します。)

14.禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

15. サービス内容に関する相談・苦情窓口

- ①施設の担当 支援相談員
所在地:小田原市曾比 1350 連絡先:0465-39-0115
- ②小田原市役所 高齢介護課介護給付係
所在地:小田原市荻窪 300 連絡先:0465-33-1827
- ③神奈川県福祉こどもみらい局福祉部高齢福祉課保健・居住施設グループ
所在地:横浜市中区日本大通1 連絡先:045-210-4856
- ④神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連)
所在地:横浜市西区楠町27-1 連絡先:045-329-3447
- ⑤該当保険者(市町村)役所 介護保険担当

16. 虐待関する相談・通報窓口

- ①施設の担当 支援相談員 連絡先:0465-39-0115
- ②小田原市役所 高齢介護課
所在地:小田原市荻窪 300 連絡先:0465-33-1864
- ③神奈川県福祉みらい局福祉部高齢福祉課高齢福祉グループ
所在地:横浜市中区日本大通1 連絡先:045-210-4846
- ④該当保険者(市町村)役所 介護保険担当

介護老人保健施設 葵の園・小田原の短期入所療養介護の利用にあたり重要事項の説明をし1部を交付いたしました。

年 月 日

事業所名 介護老人保健施設 葵の園・小田原

説明者

入所利用にあたり介護老人保健施設 葵の園・小田原の重要事項説明を受け、その内容に同意をし1部交付を受けました。

年 月 日

住所

利用者

代理人